

第三十一回 参議院商工委員会會議録第二十一号

(三三〇)

昭和三十四年三月十九日(木曜日)午前十一時五十七分開会

委員の異動

本日委員植竹春彦君及び鈴木万平君辞任につき、その補欠として森田豊壽君及び大谷豊潤君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 田畑 金光君
理事 上原 正吉君
島 清君
大竹平八郎君

委員

大谷 豊潤君
小澤久太郎君
木島 虎蔵君
高橋進太郎君
高橋 衛君
堀本 宜實君
阿部 竹松君
栗山 良夫君

政府委員

通商産業 中川 俊思君
政務次官 小出 榮一君
通商産業省 森 誓夫君
通商産業省 軽工業局長
事務局側 常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の會議に付した案件

○航空機工業振興法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(田畑金光君) これより商工委員会を開会いたします。

本日の委員長理事の打合せの結果について御報告いたします。

本日は航空機工業振興法の一部を改正する法律案について採決を行い、ついで硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案の内容説明を聞き、質疑を行なった後、討論採決を行うことに決定いたしました。

次に來週は二十五日、二十六日の両日委員会を開き、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案、輸出品デザイン法案、輕機械の輸出の振興に関する法律案、纖維工業設備臨時措置法の一部を改正する法律案等を審査する予定であります。

○委員長(田畑金光君) これより航空機工業振興法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案に対する質疑は昨日終了いたしました。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、これより採決を行います。

本案に賛成の方は挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よって本案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましても委員長に一任願います。

○委員長(田畑金光君) 次に、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより本案の内容説明を願います。

○政府委員(森誓夫君) ただいまから、硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法の一部改正について御審議を願うわけでありますが、この改正の内容は、先日提案理由で御説明申し上げましたごとく、その施行期間を五年間延長するというだけでございます。

現行法は、昭和二十九年から施行いたされまして、本年の七月末日をもって失効いたしますのでございますが、それを、さらにその後五年間延長をいたしたいというのでございまして、このようになりまして、この法律の失効後、どういう肥料政策を実施するかということにつきましても、昨年の九月、肥料懇談会というものを設けまして、そこで二十人の有識の方々へ御審議を願ったわけでございまして、その結論が昨年の十一月に出ました。それを基礎にいたしまして、政府部内で今後の肥料政策をまとめ上げたのでございまして、結局、これは合理化を強力に推進するとか、あるいは

輸出振興を強力に進めるといふようなことでございまして、法規の条文を修正するといふことは、ほとんど必要がなかったものでございまして、結果として、五年間期間を延長するということになったのであります。

それで、そういう五年間施行期間を延長することがなぜ必要であるかという点につきましても、その根拠をなします硫安工業の概況につきましても、ただいまから御説明を申し上げさせていただきます。

硫安工業の現状と問題点につきまして御説明申し上げます。

第一は、需給規模の問題でございまして、御承知のように、硫安を中心とするアンモニア系窒素肥料の生産能力は、昭和二十五年ごろに、おおむね戦前の水準に復興いたしまして、需給がほぼ均衡し、統制の廃止を見たわけでありまして、その後も生産は逐年増加をいたしまして、内需を充足した余剰分を輸出するに至ったのでございまして、輸出と内需との調整問題に端を発しまして、昭和二十九年、肥料二法が制定された次第でございまして、肥料二法の制定後の需給の変遷を振り返ってみますと、生産能力は、昭和二十八年の二百九十万トンから、昭和三十三年は四百六十万トンというふうになり、約六割の増加を示しております。また、実生産におきましては、昭和二十八肥料年度の二百四十万トンから、三十三年の四百四十万トンというふうになり、約八割の増加を見せております。

て、まことに顕著な伸び方でございます。これに対して、需要の伸びは、内需が、二十八年度の百九十万トンから三十三年の二百六十万トンと、約七十万トン、年率にいたしまして、平均十五万トン程度の伸びを示しております。残りすべて輸出の増加に振り向けられたのでございまして、その結果、輸出は、昭和二十八肥料年度には五十万トン弱で、当時の生産量の約二割に過ぎなかったものでございまして、年々大幅に伸びて参りまして、三十三肥料年度におきましては、約百六十万トン、生産量の約四割に達する見込みでございます。つまり、硫安工業は、今日においては食糧生産の基礎産業でありますとともに、輸出産業としても重要な地位を占めるに至っております。

今後の問題としましては、内需の伸びがほぼ頭打ちの傾向を見せておりますし、輸出も従来のような大幅な伸長は期待しがたい情勢でありますから、これまでのような、多々ますます升する式の増産傾向をこのまま放置いたしますと、遠からず需給に著しい混乱を生ずるおそれがございます。従いまして、政府としては、肥料懇談会の意見を考慮いたしまして、今後の硫安工業のあるべき規模を検討した次第でございまして、その結論として、今から五年後の昭和三十八年度の需要を、内需が約三百万トン、輸出が約二百二十万トン、合計五百二十万トンと見通しを立てた次第でございまして、

今後の生産能力の増加は、おおむねこの需要規模に適合するように業界を指導して参ることとしたており

第二の点は、価格の問題でございますが、肥料二法の制定前の昭和十八年当時におきましては、硫安の国内価格はトン当り約六十五ドル、かます当り約八百八十円であったのでございますが、二法の施行後は、合理化を促進して生産費の引き下げをはかるとともに、厳格な価格統制を実施いたしまして、毎年国内価格の引き下げを行い、五年間にトン当り約十ドル、かます当りにして約百三十円の引き下げを行なった次第であります。その結果、今肥料年度の公定価格は五十五・〇五ドルでございますが、かます当りになりますと、七百四十三円十九銭ということになっております。今日におきましては、わが国の硫安の価格は、欧米初め諸外国の国内価格に比しまして、かなり割安となっておりますのでございます。

第三は、合理化の問題でございます。現行法のもとに実施いたしました硫安工業合理化計画は、おおむね五年間に硫安の生産費をトン当り六十五ドルから五十ドルに引き下げることを目標とするものでありまして、その方法といたしましては、アンモニア・ガスの転換、肥料形態の変更等の質的合理化とともに、増産による合理化が行われました。五年間に投下した設備資金は、当初の計画を相当上回りました。硫安工業自体としては、ほぼ所期の成果をあげたのでございますが、他方、原材料価格の値上り等の影響によりまして、その効果がかなり減殺され

ましたために、遺憾ながら、今日までのところ、公定価格について見ますと、合理化計画の目標たる引き下げ額十五ドルに對しまして、達成率は約三分の二、つまり約十ドルでございます。ところが、一方において、輸出競争は最近ますます激化いたしております。輸出価格は生産費を大幅に割つておる実情でございます。二法施行後最初の三年間は、輸出価格は国内公定価格とほぼ同等でありまして、輸出硫安の一手買取機関であります日本硫安輸出株式会社の赤字も、三年間の累計は三億円程度の少額にとどまりまして、その間、三十肥料年度のときは、若干黒字さえ出したのでござい

ますが、しかしながら、一昨年、すなわち昭和三十三年の暮に、輸出価格が四十七・八ドルに低落いたしました。昨肥料年度末決算では、輸出会社赤字は二十五億円程度に膨張いたしました。昨年暮以来、輸出価格が低落をいたしておりますので、このままで参りますと、輸出会社の赤字は今後も相当累増するものと予想されます。従いまして、硫安工業の輸出産業としての基礎を確立し、かつ、肥料問題を根本的に解決するためには、今後さらに合理化を強行いたしまして、国際競争力を十分につけるように、生産費の引き下げをはからなければなりません。このため、政府は肥料懇談会の意見を考慮いたしまして、第二次合理化五カ年計画を策定した次第でありまして、この計画の実施につきましましては、業界の努力に期待することはもちろんであり

ますが、政府としても財政資金の低利融資、アンモニア原料たる原油の輸入税免除等、特段の助成措置を講じて、計画の達成を促進したいと考えております。

第二次合理化計画の概要につきましては、お手元に資料をお配りいたしておりますので、ごらんいただきたいと思ひます。また、必要がございましたら御説明申し上げます。

第四は、輸出の問題でございます。硫安工業が今日では重要な輸出産業であることは先に触れましたが、最近の実績で見ましますと、硫安を中心とするアンモニア系窒素肥料の輸出額は、年約六千万ドルでございます。化学工業製品輸出の大宗をなし、わが国の輸出商品の中でも第九番目の地位を占めております。御承知のように硫安工業は装置工業でございますから、減産いたしますとコストが著しく上昇することを免れません。コストが上昇いたしますと、国内価格の騰貴を招き、国内価格安定という農政上の要求に反することになります。たとえば輸出を全然やめまして、現在生産量の四割輸出してありますが、その四割を減産いたすといはしますと、コストが二割程度上昇するという計算になっております。このようにいたしまして硫安の輸出は、外貨獲得の手段として重要なばかりでなく、農家経済安定上からもきわめて重要でございます。また市場の面から見ましますと、硫安、尿素等の主たる輸出先はアジアでございます。アジア諸国のアンモニア系窒素肥料の輸入需要は現在年間約三百五十万トン、五年後には四百五十万トンに達する見込みでございます。わが国としては最も地の利を得ているわけでございますから、少くともアジアの需要の半分程度は、今後確保していくべきであ

ると考えております。このため、政府としては、合理化を促進して、輸出競争力を養うとともに、市場の維持開拓につきましても必要な助成措置を講じて、これを推進したいと考えております。また少くとも第二次合理化が完成するまでの五年間は、現在の日本硫安輸出株式会社が存続させまして、硫安輸出の過当競争を防止し、かつ合理化完成までの間に生ずる輸出赤字が国内価格に転嫁されないよう、輸出損失はこの会社にプールして、内需を経理と明確に区分させておくことが必要と考えられます。

お手元に配付いたしてございます資料の中に統計を集めた分厚いものがございます。この中にはただいま御説明申し上げました事柄が統計的に示されております。御必要によりまして、またあとから説明を申し上げます。

以上簡単でございますが、硫安工業の概要について御説明申し上げた次第でございます。何とぞ御審議をお願いいたします。

○委員長(田畑金光君) これより本案の質疑に入ります。順次御発言をお願いいたします。

○島清君 本格的質問に入ります。前に、予備的な資料についてちょっとお尋ねしたいと思ひますが、あの輸出振興対策として何か特殊会社ですか、そういうことが想定されているようですが、これから特殊会社を設立されるというわけですか。今までもあるわけなんですか。

○政府委員(森重夫君) 硫安の輸出を一元的に取り扱います硫安輸出株式会社が、現在の法律ですでに規定されておりました。これは硫安工業合理化

及び硫安輸出調整臨時措置法の中に相当な条文をもって示されております。

○島清君 今の臨時肥料需給安定法の第六条に「保管団体」というのがありますね。「保管団体」と、この会社との関係はどうなっているのですか。

○政府委員(森重夫君) 「保管団体」はここでは抽象的に書いてございまして、具体的に全購連のごとき消費者の団体でございます。これも現に全購連がこういう規定に基づきまして保管をいたすようなことを最近までやっておりましたし、従いまして硫安輸出会社とは全然別のものでございます。

○島清君 そうしますと、臨時肥料需給安定法に基いて、会社はすでに設立をみているわけなんですか。

○政府委員(森重夫君) さようでございまして、これは臨時肥料需給安定法ではございせんが、本日御審議願っております硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法に基いて設立されております。第五条以下に、その事業の範囲とか監督の方法等について、詳細に規定されております。

○島清君 そうしますと、ここに資料として出していただいております肥料懇談会、この六ページのところに「輸出会社の組織、運営等については、輸出振興に資するよう政府出資等政府の特段の措置を講ずるものとする」というのは、既設の会社に対して出資をしてほしいと、こういうことなんですか。

○政府委員(森重夫君) さようでございまして、わかりました。この会社については、いろいろと見る人によつては功罪、批判があると思うのですが、この新しく輸出振興対策いたしましたし

て、農林省と通産省から出しておられ
ます輸出振興対策の第二項目に「日本
製化学肥料の普及宣伝及び市場の開拓
を図るため、海外肥料事情の調査及び
海外需要地におけるサービス機関の増
設強化を促進するものとする。」これ
はこの会社の方でやりになる予定な
んでございますか。それともまた新し
い機関を設置して、やらせようとおつ
しやるのでございますか。それともま
あ既設のたとえば日本貿易振興会、こ
ういうジェトロを使って新しくこうい
う任務を負わして、この目的を達成さ
れようとするのですか。どっちなんで
すか。

○政府委員(森督夫君) この輸出振興
のための海外におきますサービス機
関の設置の母体たる団体は、窒素系肥
料のみならず、石灰窒素とかあるいは
過燐酸というふうな、あらゆる種類の
肥料についての海外でのサービスを行
います関係上、これまででございま
す。そういう種類のそれぞれの肥料に
ついての団体がメンバーになって、特
別の化学肥料に輸出振興協会という
のを作っております。それが母体と
なつて、このサービス機関を設置をい
たしてあります。なお、この機関は一
昨年設置いたしまして、政府もある
程度の助成をいたしております。

○島清君 この改正案の要旨は、価格
の引き下げをやつて国際競争力をつけ
るためには、合理化がもっと進展をし
なければならぬと、こういう趣旨のよ
うでございまして、当初この法律が制
定をされましたときに、五カ年間の時
限立法でございまして、それでその当時
でも、綿密な計画のもとにこの法律が
五年間で目的を達成できるということ

で、時限立法として制定されたと思う
のですが、また当時制定された五カ年
と同じような長期にわたる五カ年間の
改正の御要望なわけでありましたが、五
年間の時限立法で当初制定されたもの
でありますならば、いかに誤算があ
つたにいたしまして、二年か三年
でその所期の目的を達成することが可
能なはずでございまして、それを当初
と同様に五カ年間延長するということ
については、何か立法当時に非常な誤
算があつたような気がするんですが、
まあいろいろと価格を引き下げること
が困難であつたというふうないろいろ
の事情はあつたと思ひます。たとえば
日本の生産コストの引き下げられない
事情、それから除々にではございま
すけれども、貨幣価値の下落、半面から
言いますとインフレの要素、こういう
こと、要素が交互に入りまして困難で
あつたというふうなことは、私たちが
想像にたかくなわけでありまして、
でも、それにいたしまして、当初あ
らゆる調査機関をもつて、そして策定
をされた、この法律を五年間で目的達
成ができる、こういう時限立法にした趣
旨からいたしますならば、せいぜい誤
算があつても、二年か三年くらいは誤
算で目的が達成されるような気がしま
すが、なぜかという長期にわたる体制が
必要であるのか、その点についてくわ
しく御説明をいただきたいと思ひます。

○政府委員(森督夫君) 昭和二十八年
に決定いたしました、それから実施に
移しました第一次の肥料の合理化計画
の概要について、まず申し上げます
と、この合理化による製造方法の改善
と申しますか、そういうものは、まだ
当時の技術としては現在から見ます

と、非常におくれておつたということ
が言えるのでありまして、大体石灰や
コークスを原料にして、その製造方
法を合理化しようということが重点で
ございまして、そのほかにも、いろい
ろ関連した諸設備の改善ということが
ございまして、そういうふうな合理
化の方法の重点が今申し上げておきま
すガス源を流体化していく。従来石灰
コークスに依存しておつたものを、天
然ガスとか原油とかあるいはコークス
のガスに変えていく。そういう現在わ
れわれが当然原則的に考えなければい
けないというふうな事情が、当時とし
てはまだ技術が未発達のためにわか
つておりませんで、大体石灰とか、
コークスのような固体原料からガス源
を求めるという方法によりながら、し
かもできるだけ合理化された方法をと
ろうというふうなことが、技術として
は中心であつたのでございまして、
そういう方法を中心にして、加うるに生
産量の増加をやつていく、増産による
コスト引き下げ、この二つの方法によ
りまして、コストの引き下げを考えま
して、当時のトン当り六十五ドルだつ
たものを五十ドルに下げようというこ
とで努力をいたしたのでございませ
うが、大体その後、物価、これは原料
料、特に石灰なんかが、そういう
原材料の値上りあるいは労賃の値上
り、あるいは運賃の値上りというふう
な、あるいはまた設備投資を非常に
にたくさんやりましたために、償却
の負担の増大というふうなことが当
時予想しておりました以上になかなか
目標が十ドルという値下にどまつた
のでございまして、そういうマイナス

的に働きました要素がもしなかったと
いたしますと、これは少くとも十五
ドルのコスト引き下げはできたわけ
でございまして、そういうマイナス的
要素は、われわれの計算によりまして、
六、七ドルあると認められるのであ
りますが、かようにして第一次の合理化
計画はコストの引き下げが所期の目標
の三分の二にとどまつたのでござい
ます。そうして現在トン五十五ドルとい
う程度になつておるのでございま
すが、これも国際競争に耐えるところま
で下げなければならぬ。すなわちト
ン当り七ドルさらに下げなければなら
ないというのでございまして、今後は、
生産力が非常にふえておりますので、
増産によるコスト引き下げは期待いた
しませんで、もっぱら質的な合理化に
重点を置いてやるということにいたし
ております。ところが、この質的な合
理化の中心は、その後の技術的な発達
の結果といたしまして、原料であるガ
ス源を固体原料からむしろ流体原料に
切りかえるということに重点を置か
れておりまして、昨年の四月現在の設
備力のうちで、流体原料にガス源を求
めておりますのは大むね二八％程度
でございまして、これを昭和三十八
九両年度には八二％まで流体化を進め
ていく、ほとんどがもうアンモニアの
生産設備のほとんどが流体原料に
ようにしようという非常に大規模な改
善を、切り替えをやることにいたして
おります。それによつて主として七ド
ルのコストの低下を実現しようとい
つておるのでございまして、まあ、最初
の計画は大体いろいろなコストが横ば
いであるという前提で十五ドル値下げ

が可能であるということを考えたので
ございまして。今後は大体諸物価等値上
りはないだろうというところで第二次合
理化計画で七ドルの目標は実現が可能
であるというふうな考えでおるので
ございまして。

○島清君 今までのところあれなんで
すか、機械設備等によります近代化
にする目標の何パーセントぐらいなさ
れておりますか。

○政府委員(森督夫君) あるいは正確
なお答えにならないかとも思ひませ
うが、第一の合理化計画におきまして
は、こういう合理化計画をするための
設備投資額を三百十億円と予定いた
しておつたのでございまして。それが実績
について見ますと、大むね四百八十
億円程度の資本投下をいたしたことに
なつております。まあ、これだけの設
備資金を投下いたしましたので、設備
の合理化は当初の目標よりもはるかに
大きく実現したということが言えると
思ふのでございまして。

○島清君 機械の設備の面におきま
しては計画をはるかに上回つておる、そ
れでなおかつ合理化目的を達成できな
かつたというところは原料の面にあつ
たのだ、こういうことでございませう
が、この法を五年間延長して合理化をも
つと進めていこうとされるのに所要資金
というのがどこに出ておるようであ
うか、これで足りるわけですか。

○政府委員(森督夫君) お手元にお配
りいたしました資料では今後五年間に
計三百六十億円の設備資金を必要とす
る。そのほか維持、補修工事等に要す
る資金として百十億円が見込まれる、
これだけの資金でやつていける、こ
ういうふうな考えております。

○島清 これはあれですか、肥料合理化というものを徹底的に進めていくといたします場合の最高の可能な目標というわけなんですか。

○政府委員(森重夫) 最高の可能な目標と思いますが、まあ、流体化をさらにもう少し進めるという、八割の流体化を実現するというのを、さらにもう一段と引き上げるということが言えるかと思いますが、これは工場政策、工場によってそれぞれの特殊な事情がございまして、一律に官庁が強制するということもできませんが、一応われわれ各社の計画を相当行政指導しながら、今までとめ上げたものでございまして、現在のところでは、実現可能な最高の合理化計画である、こういうふうに考えております。

○島清 私がそれをお尋ねいたしておりますのは、その合理化目標で価格の引き下げが四十七ドルでございまして、四十七ドルを目標にされて、こういう合理化を進めていかれるとしても、先般日本がインドにおいて落札をしたのが四十三ドルですか、四十三ドルで落札をしたことがあるのですか。そうしてまたこの前ドイツとイタリアですか、やっぱり同じくインドの肥料が落札したことがあるのですか。そういうことを見ますと、今目標とされております四十七ドルでも国際競争には勝てないわけですね。さらにこれが五年先ということになりましたと、なお勝てないということになって、五年先に肥料の国際競争価格というものは、おそらく四十四ドルを割って、三十三ドルになることは想像にかたくないですね。そういうことの想像でございまして、

四十七ドルを目標にされると、さらに先ほど説明がありましたように、内需の伸びが非常に狭くて、さらに輸出の伸びを大きく期待しなければならぬという場合に、何かここに計画に弱さを感じますか、そういうものを非常に感ぜまして、五年延ばしてみたとこで、また五年先ではまたそれを延ばさなければならぬような事態になるのではないかと、こういう一まつ不安がございまして、それで、私はそれをお聞きしているわけなんです、この際、百尺竿頭一歩を進めて、五年先には三十三ドルに国際競争の価格が下がることも、それに太刀打ちできるのだという、やっぱり抜本的に雄大な構想のもとに合理化を進めるべきでないか、私はそう思うのですが、どうなんでしょうか。

○政府委員(森重夫) 尤もではございまして、国際競争に打ち勝つためのコストがどの程度でいいか、ということとはわれわれもできるだけ引き下げるように努力をいたし、研究を進めたのでございまして。現在国際的に非常に安い価格で落札が行われておりますこの現況は、二つの要素に分けて考える必要があるかと思うのであります。それは実質的に海外競争国のコストが幾らかという問題とそれに加うるに海外の輸出振興政策、国家的な輸出助成策が加わって、それ以上安く売らせておる要素がどれだけあるかというところとでございます。第一点の競争国のコストにつきましては、これはなかなか詳細な調査はできませんが、われわれはいろいろな雑誌書籍、あるいは現地調査をした方々の報告等を総合してみますと、やはりトン四十五ドル程度で

ございまして。で、日本の場合に四十七ドルで、コストが四十七ドルにいたしますと、これは実は国内消費者の、もより駅に持っていくまでのコストでありまして、国内運賃が相当入っております。国内の消費地までの輸送距離は、工場から港に持っていく場合に比べると、輸出する場合の話であります。非常に長いわけ、輸出する場合にその輸送距離が短縮されまして、大体FOB四十五ドルで出しておいて、出血にはならぬというふうに見えております。従いまして外国もほとんどにコストだけで競争してくるならば、日本も四十七ドルでやって競争は大体できるだろうというふうに思います。特に東南アジアを中心にして考えますと、欧米の競争国からくる場合には、輸送距離が非常に長いのでありまして、その運賃差が四十七ドルないし七ドルというふうに関係しております。日本がそれだけ有利なわけでありまして、従いまして日本がFOB四十五ドルで出せる態勢になれば、まずコストの点だけで競争する場合に十分やっていけるのではないかと、このように考えております。ただ最近の競争国の入札価格には、四十一ドルとか四十四ドルとか、まあその辺のところが多いのでございまして、なぜこのような安売りができるかと申し上げますと、ドイツでも、イタリアもそうですが、それぞれの政府が、消費者である農民に、二割の肥料の購入補助金を与えております。従ってメーカーの手を離れるときの肥料価格は相当高いのでございまして、たとえは、西独について言いますと、ごく最近の、一九五八年二月から六月までの建値は、トン六十三ドルでございま

す。またイタリアは一九五八年の三月から六月までの建値が大体六十六ドルというふうな、わが国はこれが五十五ドルでございまして、わが国よりも非常に高いのでございまして。しかし、これが農民の手に渡るときには、この二割は、国が補助をされるということ、農民は安い肥料が買えるわけなんです。結局農民には、実質二割の補助金というものは、実はメーカーが補助を受けるということになって、これを財源にして出血輸出をいたし、それを耐えることができるという状態にございまして。西独ではこのための補助金年額、円に直しまして約二百八十億円にございまして。日本もそれに対抗する輸出振興補助金を、もし出すとしたしますならば、ア系窒素肥料だけで年間百億のものが必要でございまして、こういう補助金につきましても、私も研究をいたしたのでございまして、現在のわが国の財政状態からいいますと、また、他の諸産業に対する助成のバランスからいいますと、この案を採用するということは、当分見合はさなければならぬという結論に達したのでございまして。まあこのようにいたしますならば、今後の五カ年計画によつて、トン当り四十七ドルで十分やって、十分やっていけると思うのでございまして。ただ、そういう諸外国のやっております輸出助成策につきましても、わが国一気にもそこまでいきませんために、当分わが国の肥料工業は、相当苦しい立場に立たなければならぬという状態にございまして。

○島清 国際競争といひましても、それはヨーロッパまで行つて国際競争で勝てるはずはありませんが、おそらくインド洋を渡るようなことはないと思うのですが、インド洋を渡らずに、東南アジアのこちでございまして、今おっしゃったように、勝てると思うのですが、インド洋を渡らたら、何かそれから先の中近東あたりからの肥料の発注なんか、今までに受けたことがあるのですか。

○政府委員(森重夫) 中近東地帯は、まあわれわれとしては、今後の大量輸出のマーケットとしては計算に入れておりません。大体日本の肥料輸出が、運賃で有利性を持ち得ますのは、やはりインドまでが限界でございまして。それより西はちょっと無理でございまして。ただ、これまでの受注の状況からいいますと、中近東から、きわめて少量の受注は受けております。しかし、大量の取引の実現は困難であると考へております。

○島清 そうですね、東南アジアを、おもにこちらの方のマーケットにするということになりますと、これから競争者として現われて参りますのは、中共あたりも、日本の競争国として出てくると思うのですが、雑貨品あたりでは、非常に中共品が日本の強力な競争者になっているわけですが、中共などが今、日本がマーケットとされるような国々に、中共の肥料が進出してくるであろうという可能性を計算の中に入れておられると思うのですが、入ってくるその量と、さらに入ってくるであろうと思われる年はいつごろからと推定をされておりますか。

○政府委員(森重夫) 中共の肥料の需要は東南アジアでは一番大きいもの

と考えております。昭和三十八年度におきましても一番大きいものであると考えております。で、中共におきまして肥料の自給力はこれもわれわれ計算に入れておりますが、中共では現在八十万吨くらい肥料の生産がございす。しかしながらこの需要は非常に大きいのでございまして、むしろ中共は今後五年間にわたりましてわが国の最も有力な市場であるというふうに考えておるのでございす。まあ御承知のごとく昭和三十二年度では中共に三十三万吨の輸出がありまして、昭和三十八年度では少くとも五十万吨くらい日本から持っていくというふうに考えておるのでございす。東南アジアにおきましては、海外の肥料の不足量につきましては、海外のOEECの調査資料あるいはイギリスの専門の調査の会社でありますエイクマンという会社がありますが、そういう会社の資料等に基づきまして推定をいたしておりますが、まあ私の方で一応推定をいたしておりますのは、昭和三十八年度では中共は少くとも百五、六十万吨くらいのア系窒素肥料の不足があるであろうというふうに考えております。従いましてわが国から約五十万吨程度の輸出をするというところはきわめて実現性の強い見通しだというふうに思うのでございす。

○島清君 その見通しというのは何か非常にがんこのように思えるのですが、あいつたような国柄でございすから、必要だというふうに思ったから、その計画をすれば実現性というものは非常に早いわけですね、速度が。日本みたいな資本主義経済機構の場合

には、右左を見たりして、いろいろとろのろとして歩いているわけですが、あいつたような国柄ですから、まあ鉄鋼などの問題にいたしまして、まあ鉄鋼といったような原始的な形で生産していらっしゃるが、非常に生産量が高まっております。驚異的な生産量をあげていけるので、ですからあいつたような広い人口の多い国では、何となくやはり工業化に伴いますところの農村の増産計画というものは、相伴わなきゃいけないことだと思ふので、すね。ですからそういう問題もすでに私は解決への緒についておると思うので、すね。ですから中共あたりの肥料が停止的な考え方です。でもこちら側のマーケットであるというふうな考え方は計画を立てる場合に非常に危険性があるような気がするので、すね。しかしまあそれはそのように御説明があるならば、そのまに受け取って拝聴しておいてもよろしいわけなんです。ただ中共などが東南アジアにおいて強力な競争相手にならないうまでも、私は今のよう日本と中国との貿易の關係からいいますと、かりに社会党が政権を担当するようになれば、中共貿易の再開というところは、これは望めるので、すね。政治と経済とは切り離したものは考えないというふうなことが明確にされておる。この日中關係の現段階において、中共市場というものを強く当て込むというところは、私は計画の中にどんなものがあるのか、中共という国柄を少し知らな過ぎるような気がするのですが、ね。こういうことについては、どのようにお考えでございすか。

○政府委員(森重夫君) 確かに今お

しゃるように、今から五年先に中共で肥料の生産の自給力がわれわれが推定したよりもかなり高くなることは、われわれも常々そういうふうなことを念頭に置いて事態の推移を見守っていかねければならないと思ひます。ただ現在まあわれわれの集め得る資料を基礎にすれば、ただいま申し上げましたような数字が出るわけではございまして、現在まあわれわれが現実のア系窒素肥料の需給計画に基いて、いろいろな生産能力の増加等の指導をいたす場合には、そのことは常に注意して考えていかねばなりません。また中国における自給力が非常にふえた場合には、それに応じた措置を国内にやらねばいけません。現在こういうふうな計画で、昭和三十八年度のア系窒素の生産能力を六百万吨というふうな比へますと、百四十万吨程度であるというふうなことになるので、すね。しかしただいま御指摘のように、中共貿易が再開しない間は中共への輸出は予想できないので、すね。この能力の増加につきましても、中共貿易の再開したときに、そういうめどがついたときに、中共に向けて輸出を予想しておるような数字に見合う生産力の増加は、そのときまでに一応正しく押えておく。そして推移を見ていくという心がまえで、われわれは進んでいきたいと思います。

○島清君 あるいはこれは森さんにお聞きするのは少しどうかと思ひます

ね。もしおわかりでしたら……。まああなたの所管じゃないので、おわかりじゃなければいいんですが。○政府委員(森重夫君) ちょっとそれじゃ申し上げます。確かに第四次貿易協定に幾ら肥料が入っておりますか。わかってませんが、過去の輸出実績についてちょっと御参考までに申し上げたいと思ひます。中共に對しましては、昭和三十一年肥料年度は約千六百万ドルでございす。それから三十二年肥料年度は千七百万ドルということになっております。これはア系窒素以外の肥料も少し入っております。大部分はアンモニア系窒素肥料であるというふうな考えでよろしいわけでありまして、従いまして大体まあ千五百万ドルないし二千万ドルくらいの肥料が中共に對して当然輸出が予想される金額というふうな思われま。

○島清君 トンに直すとどれくらい、何トンくらいになりますか。

○政府委員(森重夫君) 大体これは三十万トンないし四十万トンくらいの量になると思ひます。○島清君 まああの第四次貿易協定の中にも、かなり入っておったと思うのですが、これが停止になりました。という再開されるとも見通しがつかないというふうな状態ですが、輸出が非常に伸び悩んでいる。そうして出血輸出をしてようやく滞貨をさばっているというふうな格好なんです。今あれでは時節はそれのようには思ひますが、例年度からいって、滞貨量はどれくらいふえておるのですか。

○政府委員(森重夫君) 肥料は非常に季節的に需要の波の大きい商品でござ

向を示すに至っております。それで最近の情勢ではやはり不需要期には八十万トンないし九十万トンくらいの在庫があるということが普通の姿になっておるのでございまして、今後もこのくらいの毎年滞貨が発生することが予想いたされます。これは年間の生産量が現在約四百四、五十万トンぐらいでございしますので、二カ月分くらいの滞貨になるわけでございます。輸出に重点を置いてやっていかなければならぬ肥料工業としては、こういう年末を中心にして二カ月分くらいの滞貨ができるということは、当然覚悟しなければいけないわけでございます。そこでわれわれとしては、この対策として、輸出用の滞貨が発生し始めます九月ごろから特別な融資をまとめていたしまして、そしてメーカーがその滞貨のために運転資金に困らないように措置をとるようにならしてまいります。これは昨年からそういうことをやっておるわけでございます。

○島清君 どうですか、その滞貨は需要期にきますと相当売れる見込みでございますか。また東南アジアの肥料の需要期といえますと、大体四月ごろから始まると思うのですがね。もう四月ごろから始まると、すでに年内に契約がされて、すでにもう港を出なければ間に合わないわけですね。こういうったような契約量に基いて、そして在庫というものが輸出とマッチしてさげれるかどうか、この辺の見通しはどうですか。またどれくらい東南アジアとの肥料の契約が成立しておるのですか。

○政府委員(森實夫君) 東南アジアはわが国の肥料の主要な市場でございしますが、これは残念なことには、日本

と大体緯度が同じで、肥料の需要期がほとんど日本と一致しておるのでございます。需要期には内外ともに需要がありません。不要期には内外ともに需要がないということで、不要期であります。年末には、国内と海外との両方の滞貨がまとめたまま、一緒になってたまるということで、非常に大きい滞貨を作っておるわけでございますけれども、これが理想的にいいですと、国内と海外市場と需要期がズレておりますと非常にいいんですが、遺憾ながらそういうことになっておりません。それで、大体輸出量は、本肥料年度は一応百九十万トンくらい出せば一番理想的な姿でございますが、しかし、現実の問題としては、今日までの成約は約百四、五十万トン程度で、まあ百六十万トン程度本肥料年度内に輸出ができれば一応いいんじゃないか、いいところであるというふうに考えております。

○島清君 阿部君も質問しようとするので、私はあまりていらっしゃいますので、私はあまりたくさんのは聞かないでおきますけれども、肥料会社と輸出会社ですね、これとメーカーとの関係、それから輸出会社のその配当関係、それから輸出会社に対して政府はどのように指導しておられるか、それから輸出会社の人件費の占める割合、こういうものを一つ説明していただませんか。

もう一つ。私はかなりやはり輸出の興隆とこの肥料産業というものが密接に結びついております今日からみると、この会社みたいなものを作つて、これに輸出をまかせるというよりも、もう少しやはり国家性を持った機関というようなものが必要な気がするのです。

すが、そういうことについてお考えが
ありましたらこの際、一つお述べをい
ただきたいと思うのです。

○政府委員(森實夫君) 硫安輸出会社とメーカーとの関係について申し上げますと、硫安輸出会社の株主はすべて肥料のメーカーでございます。言いかえますと、硫安輸出会社は肥料のメーカーによって出資され作られておる会社でございます。そうしてこれが硫安の輸出につきましては、一応ここを通すということになっておりますが、通す方に二種類ございまして、大口の契約、たとえば韓国とかあるいは台湾等と二十万トン、三十万トンという大口の契約をするような場合には、硫安輸出会社が直接それぞれの買付の相手方と交渉いたします。それからそのほかの一口千トンとか五百トンとかいう小さい取引につきましては、一応メーカーから硫安輸出会社はその輸出用の硫安を買いますが、しかしそれを現実に輸出契約をとってきまして輸出商にさらに売り渡しまして、輸出商から現実にその海外の需要家に輸出をする、こういう形をとっております。

それでこの会社は今日までずっと赤字を続けてきておりますので、配当というのではないわけでございます。こういう一つの輸出を独占的に扱う会社でございますが、これは各輸出商あるいはメーカーがそれぞれ輸出をやりまして、過当競争の結果日本の輸出硫安の価格がさらに低下するということとを防止するための機関としては非常に有効なものであると考えておるわけでございますが、しかし反面ここでこういう独占的に輸出をいたしますので、国が十分な監督をいたさなければなら

ないわけでございます。そこで硫安工業合理化及び硫安輸出調整臨時措置法におきましては、相当たくさん条文を費しましてその監督を規定いたしておるわけでございます。たとえば「会社の定款の変更、合併及び解散の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。」とかあるいは「通商産業大臣は、公共の福祉を確保するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に関し監督上必要な命令をすることができ。」と、非常に広範な監督命令権を通産大臣が持つておることでございます。そのほかいろいろな報告を出す義務とかあるいは当然現場の検査を政府が行うことが

できるといふような規定がございまして、そうして現実に一番政府がひんぱんに会社の業務の監督に触れておりまするののは、毎月の硫安輸出会社の肥料の購入計画——メーカーから輸出用料の硫安を購入することの計画、そういうものについては一々役所がこれの承認をするという格好で、この会社の業務のやり方は大体全部役所へその書類が出て参るといふことになっているののでございます。

それから会社の経費のうちで占めております人件費の割合は、最近の統計によりますと全体の四〇程度占めておるわけでございます。

それから今後この会社につきましまして政府はさらにもっと出資をするとかあるいは監督を強化するというふうに、さらに国家機関的な性格を強化させるのかどうかという点につきましては、肥料懇談会等ではそういうふうな御意見もあつたわけでございまして、われわれもそういう方向について極力研究を

が、この会社に出資をするということは、政府が、いろいろ問題が起る可能性がある。つまり国際的にも問題が起る可能性がある。こういふ輸出会社に政府が出資をするということになると、輸出に対して国が補助金を与えるようなことにもとられるおそれがあるわけでございます。そんなことも考えまして、そこまですで踏み切ることはいたさなかつたのでございますが、大体現状でもそう弊害がございませんで、さしあたりは現在の体制でやっていって、さらに必要であれば事実上の行政指導なり監督を強化していくというふうに考えているわけでございます。

○阿部竹松君 時間が一時になりましたので、委員長にも答弁される政府委員にもまことに私お気の毒だと思ふののですが、きょうで質問を打ち切るといふことに委員長、理事打合会であつたおるそうですから、若干お許しをいただいて一つ質問さしていただきます。自後、できることであれば、議事進行ですが、大体だれが何分くらゐ質問があるであらうかと、明確にはわからぬでも、それをおきめになつて始めていいだけかないと、知らないわれわれはきゐめて迷惑をするわけで、こういうことになつてくるとあまり質問を続けることもどうかと思ひますが、簡単にお尋ねいたします。

第一に、昭和二十九年にできました法律第百七十三号ですか、この本文は私は知りませんが、本文の中に昭和三十四年の七月三十一日に、そのときの状態を見て延期するとか、そのとき論議するといふ付則が条文の中にございますか。

○政府委員(森重夫君) そういふうな条文はございせん。一応當時としては五年間で合理化を完成できるといふことでやっただんだと思ひます。しかしこれが五年でできない場合には、次にそのときの情勢に立つてさらに対策を検討するといふことは、當時の關係者の考え方としては暗黙のうちには、頭の中にはあつたであらうかと思ひます。

○阿部竹松君 そうしますと、これは臨時立法でなくして、時限立法になるだらうと思ひます。これは當局の方ではその道を専門家にお尋ねになつて万事がソツのないように作つたことと思ひますが、かつて時の法務大臣の牧野さんに、こういう法案でいろいろ論争をやつたときに、それは時限立法で二回目はそういうことにならぬ、こういうふうな話でございしました。従つて私はこういう法律は法制局を通じてやるのでしようが、これは特に中川政務次官に申し上げておきたいのですが、これは通産省ばかりでございせん、各省から参議院の法制局に課長クラスがどんでん入つてくる、そうすると、その人たちはきつめて法律に明くない。従つてそういう人たちがこの法律はこれでよろしいといふことでやつたら、大問題です。もちはもち屋でやはり法律専門家でなければならぬのに、各省から参議院の法制局に出先機関のように入つて入つて入つて、こういう問題が起る。従つて今後はそういう場合には通産省としても十分氣をつけていただかなければならぬ。こういうことを申し上げると同時に、今森さんのお話あるいはまた島理事の質問を聞いておつても、果して五年間で十分である

かどうかといふことに私は疑問を持つわけです。五年間やつてもう五年、また五年といふふうにならないだらうか、といふのは五年間やつてこの法律の目的が達した、使命が終つたといふことでなくならぬ、かえつてまた報告をつけなければならぬやうな法律を作らなければならぬ氣がする。そうすると、きつめて見通しは暗く、不手ぎわであるといふことになつてくるが、今から五年先のことを絶対大丈夫かと思ひます。五年間で大丈夫ですか。

○政府委員(森重夫君) 五年先のことに於いて保証するといふことは、私良心的に考へまして、今一〇〇%の自信を持つてはできないこととて思ひますが、一応現在われわれが勉強しておりますところでは、五年間で大体所期の目的を達するだらうといふふうに考へます。この点で一番問題になりますのは、外国が今後さらにどんな合理化をやつてコストを下げていきやしないかといふ点でございします。その点につきましては、まあ私たちが考へておりますのは、外国でも現在コストが安いの、ガス源を流体原料に求めているところにあるのでありまして、それが日本よりも進んでおりますから、コストが安いのではございまして、日本はまあ少しくおくれはせながらそれを追及していこうといふのでございしますが、今後アンモニアのコストを下げる方法としてガスの原料を流体に求める以外の何か革命的な方法があれば、生れてくれば別でございしますが、しかしそういう方法はもうアンモニア工業といふものは相当歴史が古くて、相当技術的に新しい方法があるならば、もう出てい

いころであらうと思ひますが、それは出てきておりません。化学工業の技術の進歩は非常に烈しいものでございしますが、これは石油化学製品のような新しい製品を生む場合には非常に脅威的な技術の躍進を示しておりますが、このアンモニアにつきましては、その飛躍的な技術の躍進は、現在のところ予想されませんので、まあわれわれは流体化、原料の流体化を進めていくといふことによつて諸外国に追いつくことができるであらうといふふうに考へます。この点で、一応われわれは五年間の合理化によりまして所期の目的が達成できるであらうといふふうに考へております。

○阿部竹松君 まあ五年後には森さんも、政務次官になるか、あるいは事務次官になるかわからぬけれども、五年後に、通産省におつたときに、あなたはこう言つたではないかと言つて一つやりましよう。(笑聲)

それで、あなたのお話をさいせん承つておると、大体この法案が発足した当時より十ドルくらい下つていゝといふお話でしたが、私が調べたのは、八ドルくらいしか下つておらない。當時十ドルより六十五ドルくらい下つておつて、そして十五ドルくらい下つておつたのでありますが、あなたの計算では差があるわけですね。これはどうなんですかね。

○政府委員(森重夫君) 當時の六十五ドルを五十ドルに下げるといふ計算の中には、たとえば労賃が今後上昇するといふ要素、あるいは原材料の価格が特に石炭についてありますが、これが予想通り合理化によつて下がるであらうといふふうな、まあそういうふうないろいろな条件がついておつたわけではございまして、たとえば労務費は予想と違ひまして、その後五年間に十何パーセントくらい上昇いたしてございするし、石炭の方は當時一割五分か二割くらいコストが、石炭の価格が下がると思つておつたのが、それが下らなかつたといふやうな見込み違ひがございしました。あるいは先ほど計數で申し上げましたが、設備資金の投下量が、当初よりもこれも非常にふえたために償却費が非常にふえてきたといふふうなことがございまして、そういう、當時予想しなかつたやうなコスト上昇の要素が働きましたために、予定の目的を達成することができなかったものでございします。もしそういう要素が働かなかつたとしたならば、十五ドルをこえるコスト引き下げが可能であつた。こういうふうなわれわれは考へておるわけではございします。

○阿部竹松君 石炭の価格に理由を持つていかれますが、とにかく六十五ドルの中に占める石炭の使用量は僕は何パーセント占めておるかばかりませよ。しかし、少くともこの法律が発足した當時と、現在まで四か年半を通算して、石炭の価格は、もう當時のカロリー九十五銭から換算してみても、現在二割以上下がつておりますよ、平均です。ですから、石炭の価格が下らなかつたなどといふことは僕は理由にならぬと思ひます。なお、何パーセント石炭が使用されておる率であるかといふことはおわかりでしやうね。私はそう思ひます。そこで一番心配になりますことは、今度は、鉄鋼の大メーカー、ソーダ会社からガラス会社まで確安を

作るといふわけでしょう。膨大な設備投資が要るわけですね。簡単な設備ではできないのです。そこで今度生産制限などが始まれば、これはきつめて膨大なコスト高になる。こういう点の御心配はないのですか。それとも、御心配があつても、それは行政指導でやるといふことになりましようけれども、どういふやうな方法でやられるのか、その点を一つ伺ひたい。

○政府委員(森重夫君) 今後合理化を非常に進めていくために原料を固体原料から流体原料に切りかえていくといふ、設備の切りかえをいたさなければならぬが、これは、おっしゃるやうに、今後流体原料を使う設備をどんどん新増設させて参つたのでは、大へな設備過剰になり、その結果操短をやらざるを得なくなる。そして最後にはコストが、むしろ上るといふことになつて参りますので、そういう設備の新増設は需給状態を見ながらよく指導していきたいといふふうに考へております。さらにいいますと、需給の混乱を来たさない範圍で、そういうものを生かすようにしていきたいといふ考へ方ではございしますが、今後の合理化計画で一番重点を置いておりますのは、既存の固体原料を使う設備をいわゆるスワップ・アンド・ビルドの方法によりまして流体原料を使うやうに、なお切りかえていくといふこととて思ひます。能力の増加を伴わないやうにして、しかも合理化を進めていくといふ考へ方ではございします。それが中心でございまして、そのほか、実は従来までいろいろな技術導入を許可したやうな設備がありますが、こういうものが今後若干の増といふことが考

えられるのでございますが、先ほどお話をしような製鉄あるいはソーダ等の工場が工場を作るとい場合には、われわれとしては、そういう製鉄関係についていいいます、その製鉄工場の安いコークスガスを、むしろ既存の肥料業者に供給するといふような形をとらしめることによつて、つまり両社提携して能力の増加にはならない姿で合理化を進めていくといふふうに指導していきたいと思つております。ソーダの場合でも、これは既存のアンモニア工場と提携することによつて、能力の増加は来さない範囲で、しかもソーダ工業の合理化を実現する、こういうような方向で当面は指導していききたいといふふうに希望いたしております。

もつともこれは、今後の需要が伸びるというふうな考え方をもう少し緩和していききたいといふふうに考えております。

○阿部竹松君 その点について、肥料懇談会というところは消費者とか中立とかございませう、委員が、この委員会において存続と廃止という二つの意見が出て大いに論争がたたかわされたといふことを聞いておるんですが、一本化された最終的結論はどう出ておりますか。

○政府委員(森重夫君) お手元に肥料懇談会の意見の報告書がお配りいたしたと思ひますが、ただいまの点は、この「需給」の第四ページの最初の行に「設備制限」という項目がございませう。ここに結論が出ておるのでございませうが、「設備の新増設については規制を加えるものとし、政府は設備規制を行う場合には事前に肥料審議

会の意見を聞くものとする。」、こういう結論になっておりまして、政府は設備の新増設について規制を加え、そして需要に見合った生産規模を維持していくといふことについては、全員一致の御意見であつたわけでございます。

○阿部竹松君 そうすると、結局今度の法案には全然、今局長のおっしゃつたことがあまり盛り込まれておらぬような気がするのですがね。

○政府委員(森重夫君) これは実はそういう規定をこの法律に盛り込もうという研究もいたしたわけでございますが、いろいろ現在の法律的な一つの見解からいひましても、それを明らかにここに書くといふことは避けた方がいいといふ結論になつたのでございませうが、現実の問題として、こういう肥料の合理化の中心になりまする流体原料への切りかえのための設備の改造といふものは、外国技術の導入によつて実現される場合が非常に多いのでございませう。そういう場合は外資法の許可を受けなければなりませんので、外資法の運用によつて規制ができます。従つて、外資法の運用や、その他の行政指導によりまして、所期の目的を達成したいといふふうに考えてまして、この法規には書かないことになつたのでございませう。

○阿部竹松君 そうしますと、このままでいって指導方針とか何か別途に設けるといふことであれば、それを承わりたいわけですが、さいせんの島理事の発言の中にもございませうが、インドで国際入札があつて、日本は、西ドイツか、あるいはイタリアか、こういう国々に負けたわけでしょう。しかし

将来こういう状態でいって、今の法律のただ延長として、依然として同じことを繰り返すだけにすぎない。そうすると、何年たつても同じことである。たまたま新潟の天然ガスがどんだん今度出るようになったから、あれを利用すれば安くつくといふかも知れませんが、あれはやはり総体的に見て微々たるものなんです。ですから、そこで何らかの対策がなければ、ただ法律の延長だけではいかなないのじゃないかと思ひますが、法文を変えないとすれば、何らかの新しい省としての御方針があるものかどうか。ただ、今まで通り法律が同じものであるから同じでいくのかといふ点をお尋ねいたします。

○政府委員(森重夫君) 政府といたしましては、肥料懇談会の御意見の結果に基づきまして、お手元にお配りいたしたに基きまして、アンモニア窒素肥料に関する対策要綱といふものを決定いたしております。これは従来の肥料対策よりもいろいろ違った対策をとつておるのでございまして、先ほど問題になりましたような設備の新増設についての指導の問題、あるいはまた合理化を強力に助長するためにいろいろな低利の財政資金を確保したり、また税制上の特別措置を強化するといふふうな、従来とは一歩踏み出した助成策を講ずることになっております。それからまた輸出振興対策といたしまして、国際市場におきまします輸出競争力を強化するために、輸出金融とか、あるいは取引条件とか、決済条件について特別な措置を講じていくといふようなことがきめられておりますが、こういう事柄は、従来の肥料対策を一步出たものであつて、政府としては合理

化を推進し、さらに強く推進し、また輸出をさらに振興するための特別な手を今後強く打っていくという決意をいたしておるわけでございます。

○阿部竹松君 今森さんのおっしゃつたはかに、たとえば賠償物資のワックに入れるとか、あるいはこれは佐藤大蔵大臣が反対するかも知れませんが、輸出代金の延べ払い、それから中共貿易、こういうことについてはどうお考えですか。これは大臣が御出席であれば、大臣に聞くのが、政府の政策に係ることでございませう、当然かと思ひますが、大臣が見えておらぬので、中共貿易とかを局長に聞くのはどうかと思ひわけですが、もしできれば賠償物資に該当するやうな方法、それから輸出代金の延べ払い、こういう点についてお尋ねいたします。

○政府委員(森重夫君) 先ほど抽象的に申し上げましたが、取引条件及び決済条件について特設の措置を講ずるといふ中には、賠償物資として出すとか、あるいは延べ払いで出すようにするとかといふことを含んでいられるわけでございますが、現に賠償物資として出しておりますのは、ビルマ、フィリピン等にすでに実績がございませう。また最近インドネシアとの間にもその話合いが進行いたしております。そういうわけで、これは賠償物資として出すことにつきましては、もうすでに実績があるわけでございます。それから延べ払いとして出すことにつきましては、はいまだ実例がございませうが、政府全体として今後そういう方向に予算が出るようにという通産省としては努力いたして参りたいといふふうに考えております。なお、中共貿易につきま

しては、私からお答え申し上げるのははなはだ越権かと思つたのであります。が、しかし肥料は、もし中共貿易がわれわれの想像いたしておりますように進展するならば、東南アジアに出される肥料の中のまず二割五分から三割程度のもので中共に持つていくわけでございます。これは肥料の市場として中共にわれわれは非常に期待いたしておりますので、中共貿易が再開されることを私たちとしては非常に望みたしておるわけでございます。

○阿部竹松君 どうも私質問しておるのは、採決すべき定員数が集まるまで質問を続けていこうと、きわめて不愉快なんです。質問を打ち切りになければならぬ感じもするので、全く遺憾に思ふのですが、最後に二、三点お尋ねいたしますが、香港といふのがありますね、輸出した硫黄のトン数の中に香港、これは三十二肥料年度であります。が、香港は、これは香港で使うのですか。それとも香港経由で中共本土に行くのですか。それから韓国ですね。韓国と、李さんのおところと日韓会談があまりうまくいっておらぬようです。これはどういふことになりませうか、今年の肥料年度とは。

○政府委員(森重夫君) 香港向けに出しております肥料は、その地で使ひましますものはきわめて一部でございまして、大体中継貿易としてさらにそこから近隣の第三国に出るといふことでございませう。それから韓国との関係は、三十二肥料年度におきましては、おっしゃるやうにほとんど輸出がなかつたのでございませうが、三十三肥料年度におきましては約三十万トンくらいすでに契約ができております。そういうわけ

で、まあこれもいろいろ国の指導者の政治的な判断から一時輸出はとまりましたが、今後は大体三十万程度のものが期待できるだろうと考えておる次第でございます。

○阿部竹松君 韓国行きがきわめて難航しておるといふような話があったわけですが、それは一時的で今はそれがすっかり解消したかどうか。もう一つお尋ねするのは、まあ外国に輸出するのはきわめてきつこうなことで、どんなやらねばならぬのですが、今申しましたように、インドに行つて国際入札をしても、イタリアや西ドイツにはかなわない。こういうことになると、コストを下げて国際入札に参加するということになると、今度価格の調整をはかるために、国内の需給を、今度は高いものを使つてもらうというところで三十億、僕は三十億だというふうに聞いておるんですが、局長の御答弁では二十五億の赤字がある。五億も私とあなとは食い違つておるのですが、そういうことで輸出にばかり力を入れて、そのしわ寄せは国民の使う肥料がコスト高になるという結果にならないかどうかというところ、今までそういう実態があったように承つておるのですか、そういうことについて承りたい。

○政府委員(森督夫君) 韓国向けの肥料の輸出が停滞してゐた事実がなかったかといふことでございますが、二、三カ月前の話としては韓国を送り返すという問題と関連してやや韓国側が態度を硬化したのでありますけれども、幸いに肥料についてはそういう心配は全然ございませんでした。順調に出荷ができたのでございます。それから第二点の、輸出によって赤字を生じた場合、それを国内に転嫁していく、国内の消費者が高い肥料を買う結果になりはしないかという問題ですが、そういう事実は五、六年前には現にあらたわけでございます。そうしてそれを防止するために、この現行の肥料二法が制定されて、国内の販売につきましては厳密な生産費の計算をやります、マル公というものを、それを基礎にいたしましてきめる。国内の価格はそれ以外の要素では左右されないというふうな形になつたわけでございます。従いましてこの二法が存在いたしまする限りは、輸出の出血が国内の価格に転嫁されるというおそれは毛頭ございせん。

○阿部竹松君 最後に、今でなく前に、この二法を作るときに、これは姉妹法で、二つとも関係があるわけですが、作るときに、どうも情勢の見通しがあまかつたやうな気がするのですが、しかしこのままの状態では、海外、国内の需給のバランスをとつて、今申し上げました鉄鋼会社、ガラス会社、ソーダ会社までもいわゆる強権をもつて規制しなくても大丈夫であるかどうか、国内の需給と海外の輸出の見通しはこのまま大丈夫であるかどうかというところを、くどいようであります、お尋ねいたしまして質問を終わります。

○政府委員(森督夫君) 現在の窒素肥料についてのいろいろな企業計画がございまして、これはわれわれとしましては、外資法その他の行政指導によりまして、十分に需給に見合つた程度にこれを指導していくことが可能であると考へております。

○委員長(田畑金光君) 関連してちょっと質問いたしますが、阿部委員の質問の中にありました日本硫安輸出株式会社

の輸出による赤字が昨年二十五億、おそらく本年の七月ごろには七十四億、五億に上るといわれておるわけですが、この赤字については結局どのやうに処理されることになるのか、メーカーが株主出資者となれば、メーカーの負担で将来ともこれは処理されていくのか。あるいは政府がその赤字について赤字の融資等の措置を講じていくのか、将来の赤字がどのやうに処理されていくかという問題。もう一つは、この法律ができたので、輸出による赤字は国内農業者に対する販売に転嫁するのでないとしても、現実の国内の農民に対する販売価格と、それから輸出価格というものはどういふ関係で、実際の価格の面においてどのような数字になつておるのか、この二点をお答え願ひたいと思ひます。

○政府委員(森督夫君) 輸出赤字の対策でございますが、これはあくまで日本の肥料のコストを少なくも国際的な水準にまで引き下げるということをやせることによつて、まずその赤字を減少せよというふうな持ていくべきであつてあくまでこれは合理化を推進するといふことをこの対策の中心にいたすべきものであると考へておるわけでありまして、あわせて諸種の、これまで申し上げましたやうな輸出振興の方策を講じて、輸出価格が維持改善されるやうに努力するといふ、こういう二つの方法によつて当面赤字に対する対策を進めていきたいと考へております。先ほど申しましたやうに、諸外国が間接的には輸出の補助金になるやうな国家的な補助をいたしているといふことに對

して、わが国も何かそれに相応するやうな手も打たなければいけないのでございまして、これはしかしわが国の財政事情あるいは諸産業に対する助成策とのバランス等を考へまして、今直ちに踏み切れることは尚早であると思ひまして、合理化の助成策として今回政府としては新しいものをきめたのでございまして、そういうやうな程度で国の助成はとめることにしまして、合理化と輸出振興、この二つの方法によつて当面の赤字に対処したいと考へるものであります。ただ別の機会でも要望されたのでございしますが、それ一点張りしていくといふことにつきましては、少くとも現在はいさういふ方向でいきまして、しかし今後赤字がどういふやうな額になるか、それからまた非常な大きな赤字が出、これでは肥料工業が危殆に瀕するといふやうな事態になれば、そのときにまた何か國としての進んだ助成策も検討していいのではないかと今考へておるわけですが、ただいまのところではまだそれまでのことを考へていないわけでございます。それから国内の価格は、昭和三十三年肥料年度でマル公として五十五ドル〇五というのがございまして、ところで輸出価格は、一昨年の暮までは大体平均五十二ドル前後でございまして、最近の一年は大体四十五ドル、なつてみますと四十五ドルといふこととで、最近の一年の国内のマル公と比べてみますと十ドルばかり安いといふことになつております。ただ国内価格と輸出価格とを比べる場合には、普通の場合は当然輸送費が非常に安い。工場から港までの輸送費が安く、コストの中に占められる運賃が二ドル程

度、安いのでございまして、国内価格と比べる場合には、輸出の四十五ドルといふのは四十七ドルと見ていいかと思ひますが、そのやうにいたしますと、大体八ドルぐらゐ開きがあるといふわけでございます。

○政府委員(中川俊思君) 先ほど来いろいろ御心配、御注意をいただきまして、この法案が国会を通過しました際には、御注意の点十分政府としては留意いたしまして、五カ年後にまた五カ年延ばして下さいといふやうなことのないやうに注意していきたいと思ひますから一つ御了承願ひます。

○委員長(田畑金光君) この際委員の変更について御報告いたします。本日、植竹春彦君、鈴木万平君が辞任され、森田豊壽君、大谷盛潤君が選任されました。

○委員長(田畑金光君) 他に御質疑ございせんか。——ないやうでございまして、これをもちつて質疑を終局し、討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。御発言もなければ、直ちに採決を行います。

本提案に賛成の方は挙手を願ひます。

○委員長(田畑金光君) 全会一致と認めます。よつて本案は全会一致と認めて可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等につきましては委員長に御一任願ひます。

本日は、これをもって散会いたします。

九

ます。

午後一時三十九分散会

三月十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、百貨店法の一部改正に関する請願(第一三〇八号)(第一四二二号)

一、日中貿易再開促進等に関する請願(第一三〇九号)

一、中国産生漆輸入促進に関する請願(第一三二〇号)(第一三二二一号)

一、小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願(第一三二二二号)

一、計量法第四十七條改正に関する請願(第一三七四号)(第一三七五号)(第一三七六号)(第一四三三三号)(第一四三四号)

第一三〇八号 昭和三十四年三月六日受理

百貨店法の一部改正に関する請願

請願者 香川県高松市今新町一ノ二協同組合高松専門

店会理事長 安田健三

紹介議員 平井 太郎君

百貨店法は、昭和三十一年戦後唯一の小売商保護の立場を明記した立法として全国小売商の熱望と期待のうちに制定されたが、その後の法律施行状況は必ずしも実効を期するに十分な法律とはいえないから、事態の推移をあわせ考慮し、大資本百貨店による圧迫から小売商の事業活動を保護するため、

別会社名義による店舗の増設抑制とともに、少くとも百貨店がチェック販売を行うなどの行き過ぎた営業行為を規制する条項を加えるなど、百貨店法をすみやかに強化改正せられたいとの請願。

第一四二二号 昭和三十四年三月十日受理

百貨店法の一部改正に関する請願

請願者 富山県高岡市坂下町二三協同組合高岡専門店

会理事長 大野恵吉

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第一三〇八号と同じである。

第一三〇九号 昭和三十四年三月六日受理

日中貿易再開促進等に関する請願(十三通)

請願者 大阪市西成区鶴見橋北通り四丁目大阪宗教用具商工親和会内 菊田

玉善外十二名

紹介議員 左藤 義詮君

日中貿易即時再開のため、(一)中華人民共和国に対し、国交回復の基礎となる恒久的善隣友好関係を樹立すること、(二)アジアにおける対立緊張を助長するような政治的軍事的関係に加盟することなく、その解消に努力すること、(三)台湾問題は中国の内政問題としてその自主的解決を妨げないこと、等の基本方針を自主的に決定して、これを声明するとともに、長崎の中国国旗引降し事件については誠意をもつてその円満解決を図り、第四次日中貿易協定について全面的な支持と協力を与え

る旨の声明を行い、かつすみやかに日中漁業協定交渉を再開する措置を講ぜられたいとの請願。

第一三一〇号 昭和三十四年三月六日受理

中国産生漆輸入促進に関する請願(五通)

請願者 大阪市西成区香山町一七大阪漆業協同組合理事長 戸田徳松外四名

紹介議員 左藤 義詮君

わが国の漆工業は、二千余年の歴史を有し、一般国民生活の上にもきわめて密接な関係があり、また、近年その使用範囲も、機械、織物、楽器、写真機等の多方面にまで拡大されて、輸出入機械器具にも必要不可欠のものとなつてゐるが、この漆業界は、中国からの生漆の輸入に依存しているため、今般の日中貿易の全面停止による生漆輸入の途絶は、伝統ある漆工業の壊滅はもとより、全国三十万人の関係業者及びその家族の生活問題にまで発展するおそれがあるから、すみやかに中国産生漆の輸入を促進せられたいとの請願。

第一三一二号 昭和三十四年三月六日受理

中国産生漆輸入促進に関する請願(七通)

請願者 和歌山県海南市日方一七塩崎正外六名

紹介議員 野村吉三郎君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

中国産生漆輸入促進に関する請願(九通)

請願者 東京都港区芝西久保八幡二一有限会社マガタニ商会代表取締役 曲谷清一外八名

紹介議員 西岡 ハル君

この請願の趣旨は、第一三一〇号と同じである。

第一三一三号 昭和三十四年三月六日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道歌志内市東光三空知炭礦生活協同組合 長 川井佐平

紹介議員 阿部 竹松君

生活協同組合は、国民の自発的な生活協同組織の発展を図り、国民生活の安定と生活文化の向上を期する目的として、戦前の産業組合法に引続き、昭和二十三年制定され、戦前、戦後の物価安定のために社会的な役割をはたしてきた。しかるに政府提案にかかる小売商業特別措置法案第三條、第四條によると同組合の活動を不当に抑圧しようとする規制が加わろうとして、かかる同法案の審議に際しては、かかる不当な条文を削除すると共に、消費生活協同組合法を改正し、員外利用を認められる等生活協同組合の現状にあうよう改正せられたいとの請願。

第一三一四号 昭和三十四年三月六日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願(二通)

請願者 山口県岩国市大字今津一、九二二人岩国工場生活協同組合理事長 三上敏雄外一名

紹介議員 木下 友敬君

この請願の趣旨は、第一三一三号と同じである。

第一三六一号 昭和三十四年三月七日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道美幌市茶志内町一〇二茶志内生活協同組合長 町井恭助

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三一三号と同じである。

第一三九三三号 昭和三十四年三月九日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 福岡県遠賀郡水巻町頃末日炭高松主婦会文化部内 小島君子

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三一三号と同じである。

第一四一三三号 昭和三十四年三月十日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道室蘭市祝津町一八室蘭港南生活協同組合理事長 伊吹博邦

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三一三号と同じである。

である。

第一四九号 昭和三十四年三月十一日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 北海道上川郡当麻村市街当麻消費生活協同組合長 恵本利也

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一四八三号 昭和三十四年三月十二日受理

小売商業特別措置法案の一部修正等に関する請願

請願者 長野市栗田国鉄長野工場生活協同組合内 越地勇

紹介議員 阿部 竹松君

この請願の趣旨は、第一三三三号と同じである。

第一三六〇号 昭和三十四年三月七日受理

小売商業特別措置法案の一部修正に関する請願

請願者 山形市旅籠町五三七ノ一山形県薬剤師協会の小鷹謙曹

紹介議員 海野 三朗君

小売商業特別措置法案（関法第二十一号）並びに商業調整法案（衆第三十三号）は、小売業者が経営の危機と生活の窮乏化に直面している実情からみて、最も適切なものでありこれがすみやかに成立することを祈念するものであるが、両案の内容を詳細に検討すると、

九日受理
計量法第四十七条改正に関する請願
請願者 東京都文京区大塚仲町三六全国農民連合会内 石黒忠篤
紹介議員 堀本 宜實君
この請願の趣旨は、第一三七四号と同じである。

第一三七四号 昭和三十四年三月九日受理

計量法第四十七条改正に関する請願

請願者 東京都千代田区有楽町一ノ七全国農業会議所内 堀本宜実

紹介議員 増原 恵吉君

計量器、特に、寒暖計、体温計、農用温度計（苗床計）は、人体の健康状態の判断、又は、は種、育苗、殺菌など科学的農業経営の指針、更には、畜産経営における家畜の健康保持等に極めて重要な役割を果たすものであるが、これら計量器の販売について、計量法第四十七条に販売登録をした業者でなければ取り扱えないという制限規定があるため、計量器の普及に重大なる障害を与えているから、寒暖計、体温計、農用温度計（苗床計）は、販売登録規定から除外し、自由販売とするよう、同法第四十七条を改正せられたいとの請願。

第一三七五号 昭和三十四年三月九日受理

計量法第四十七条改正に関する請願

請願者 東京都港区赤坂青山南町一ノ三九社団法人日本獣医師会会長 黒沢亮助外五名

紹介議員 石黒 忠篤君

この請願の趣旨は、第一三七四号と同じである。

第一四三三三号 昭和三十四年三月十一日受理

計量法第四十七条改正に関する請願

請願者 東京都文京区大塚仲町三六全国農業改良普及事業協議会内 秦一英

紹介議員 安部 清美君

である。

昭和三十四年三月二十五日印刷

昭和三十四年三月二十六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局